

第1回・第2回検討部会における主な意見について

令和5年3月1日
総務省消防庁

第1回・第2回検討部会における主な意見について

検討の対象とする施設について①

<学識経験者>

- 保管庫の中に農業用トラクターを保管する場合、農業用トラクターを保管する部分が保管庫全体の過半を占めるような実態でなければ、一体として考えてよいと考える。【第1回】
 - ⇒ 利用実態を踏まえ、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）における考え方と整合を図る。【第2回】
- 一般的に倉庫や保管庫は、窓などの開口部が少なく、人の出入りが少ないため、火災の発見が困難であり、延焼拡大の危険性も比較的高いものであると考えられる。少量危険物や指定可燃物に該当する物品について、一定数以上の量を保管する場合は、その危険性に応じ、それらの保管に関する規制を適用すべきである。【第1回】
- 例えば、農協が保有するものなど、一般的な倉庫との違いについて明確にする必要があるのではないかと。なぜ、畜舎等における保管庫の規制だけを緩和するのかという点について整理すべきである。【第1回】
 - ⇒ 利用実態を踏まえ、畜舎特例法における考え方と整合を図る。また、農業分野などにおける保管庫についても、同様の利用実態を有し、火災危険性が同程度である場合は、当該危険性に応じた消防用設備等の設置とすべきである。【第2回】
- 実態調査の結果、保管庫において駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができないような閉鎖的な場所に農業用トラクターなどの畜産経営に必要な車両が保管されている実態が確認されたが、保管庫において全国的に同様な実態が多い場合については、慎重に検討する必要がある。⇒ そのような実態は、ほとんどない。【第2回・畜産関係者意見】
- 実態調査の結果、農業用トラクターなどの畜産経営に必要な車両が保管される場合が多いことが確認されたが、利用実態を踏まえれば、畜舎等に包含されるものと考えられることから、令別表第一(13)項イに掲げる防火対象物（自動車車庫又は駐車場）ではなく、令別表第一(15)項に掲げる防火対象物として取り扱って差し支えないのではないかと。⇒ 利用実態を踏まえ、畜舎特例法における考え方や用途の考え方に係る過去の行政実例と整合を図る。【第2回】

第1回・第2回検討部会における主な意見について

検討の対象とする施設について ②

<畜産関係者>

- 養豚業界の場合、保管庫の中に大型の農業用トラクターを保管するような実態はない。【第1回】
- 駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができないような閉鎖的な場所に車両を保管するような実態は、ほとんどない。⇒ 駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造である場合は、火災時に車両を屋外に移動することで火災の拡大を防止することが可能であるなど、火災拡大の危険性は比較的小さいことから、当該危険性に応じた消防用設備等の設置とすべきである。【第2回・再掲】

特例基準の対象とする畜舎等の条件について

<学識経験者>

- 特例の対象とする畜舎等の条件のうち、周囲6m以内に建築物などが存しないという規定について、保管庫の場合であっても、畜舎等の場合と同じ6mの離隔で消防活動上支障はないか。⇒ 利用実態を踏まえると、消防活動上支障はない。【第1回】
- 農林水産省及び国土交通省における結論では、飼料・敷料などの畜産業用物資と農業用トラクターなどの畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合、これらの間仕切壁又は戸によって隔てて保管することとされたと理解しているが、消防法令においても、特例基準の対象とする畜舎等の条件として、同様に規定すべきではないか。⇒ 利用実態を踏まえ、畜舎特例法における考え方と整合を図る。【第2回】

第1回・第2回検討部会における主な意見について

各消防用設備等の特例基準について

<消防本部>

- 実際の火災事例を踏まえると、大規模な保管庫は、一度火災が起きると消火が困難になることが多い。保管庫における屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水に係る基準の緩和については、慎重に検討する必要がある。【第1回】

⇒ 大規模な保管庫の取扱いについては、畜舎特例法における考え方と整合を図る。【第2回】

- 畜舎に併設されている大型の保管庫の中には牧草ロール（直径60～150cm、高さ70～150cm）が何個も積み重なっている場合もあるため、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、消防用水に係る基準の緩和については、慎重に検討する必要がある。【第1回】

⇒ 大規模な保管庫の取扱いについては、畜舎特例法における考え方と整合を図る。【第2回】

<畜産関係者>

- 近年、牧草ロールは大型化してきており、その維持管理に係るコストも高くなってきている。安全性を担保することは前提ではあるが、日本の畜産業が国際競争に打ち勝っていくためにも、消防用設備等の特例基準の見直しをお願いしたい。【第1回】

⇒ 大規模な保管庫の取扱いについては、畜舎特例法における考え方と整合を図る。【第2回】

- 畜舎等における保管庫で500㎡以上となるものはあまり例がないと思われる。3,000㎡以上となる大型の保管庫で、安全性を確保していくことは困難ではないか。【第1回】

その他

<畜産関係者>

- 本検討部会における議論の内容について、各消防本部においてその解釈が異なる等により、消防機関及び畜産関係者に誤解等が生じないように、特例基準の内容を分かりやすく周知していただきたい。⇒ 現場に混乱を生じさせることがないように、丁寧に記載する。

【第2回】